

取立訴訟の弁護士委託について

1 事業目的

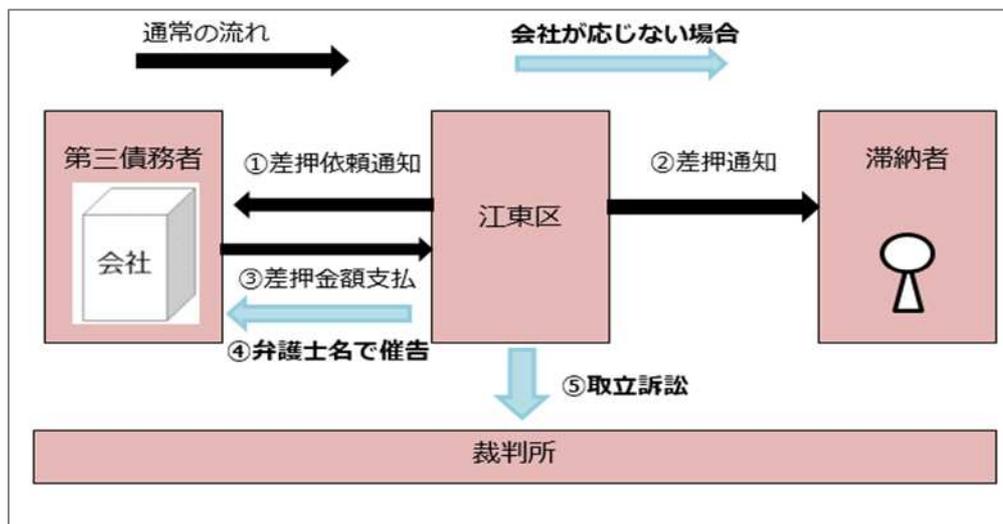
債権回収額の増加（収納率の向上）、取立に応じない第三債務者に対して逃げ得を許さないというアナウンス効果（納税秩序の維持）による財政基盤の安定、強化を目的とする。

2 事業内容

(1) 概要

区が特別区税の滞納者（主に普通徴収）の給料等債権に対し差押を実施したのち、滞納者に代わり給与等債権を区に支払うべき義務を有する第三債務者が区の取立に応じない場合、区は自力執行権を有しないため、第三債務者に対して取立訴訟を行う必要がある。訴訟事務に精通した弁護士に取立訴訟に係る事務を委託する。

(2) イメージ図



3 その他

取立訴訟を行う場合には議会の議決事項となる。